

議案第三十八号

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年三月二十五日

港区教育委員会

令和6年3月25日  
教育委員会議案資料 No. 3

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百三十」に改め、同項第二号中「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に、「百分の六十五」を「百分の六十三・七五」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(支給割合)</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百十二・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>百分の百三十</u>）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の五十五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>百分の六十三・七五</u>）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(支給割合)</p> <p>第四条 条例第三十条第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第一上欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表下欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>百分の百十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>百分の百三十一・五</u>）</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 <u>百分の五十七・五</u>（条例第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>百分の六十五</u>）</p> <p>2・3 (略)</p>

(後略)

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(後略)

港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

### 審議内容

給与改定による「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行います。

## 1 経緯

令和5年第4回区議会定例会にて「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」が一部改正され、給料表、特別給（賞与）の支給月数等が改正されました。これに伴い、令和5年12月1日教育委員会にて「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正について審議・決定いただきました。同規則について令和6年度以降の支給月数をさらに一部改正をするものです。

## 2 主な改正内容

令和6年度以降の勤勉手当の支給月数等を下表のとおり規定します。

区 分		6月	12月	合計
定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用以外の職員	管理職員	1.30 月	1.30 月	2.60 月
	管理職員以外	1.125 月	1.125 月	2.25 月
定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	管理職員	0.6375 月	0.6375 月	1.275 月
	管理職員以外	0.55 月	0.55 月	1.10 月

## 3 施行期日

令和6年4月1日